東京都公報
日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）
発行　東京都

目　次

告　示

○知事指定薬物の指定……………………（福祉保健局健康安全部薬務課）…一
○令和三年度非常勤職員の第一種報酬の額…………（産業労働局総務部職員課）…二
○保安林の指定予定…（産業労働局農林水産部森林課）…二
○都道の区域変更…………（建設局道路管理部路政課）…三

告　示（選）

○西東京市長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査申立てについての裁決…………………四

公　告

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………………（生活文化局都民生活部管理法人課）…六
○土地区画整理事業の換地処分……………………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…七
○東京都調布飛行場運用規程の一部改正……………………（港湾局離島港湾部管理課）…七

告　示

◉東京都告示第八百四十八号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和三年六月十七日

東京都知事　小　池　百合子

一　知事指定薬物の名称

別表のとおり

二　指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三　施行期日

令和三年六月十八日

【別表】

	化学名	通称名
（1）	N－｛1－［2－ヒドロキシ－2－（チオフェン－2－イル）エチル］ピペリジン－4－イル｝－N－フェニルプロパンアミド及びその塩類	β－Hydroxythiofentanyl
（2）	メチル＝2－［1－（4－フルオロブチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド］－3，3－ジメチルブタノアート及びその塩類	4F－MDMB－BICA、4F－MDMB－BUTICA

◉東京都告示第八百四十九号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、令和三年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和三年六月十七日

東京都知事　小　池　百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
産業労働局	総務事務支援員	月額	194,400円

附　則

この告示は、令和三年六月十八日から施行する。

◉東京都告示第八百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年六月十七日

東京都知事　小　池　百合子

一　保安林予定森林の所在場所

西多摩郡檜原村字南郷六一七九番一及び同番三

二　指定の目的

水源の涵(かん)養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

◉東京都告示第八百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年六月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年六月十七日

東京都知事　小池　百合子

一　路線名　町田調布

二　変更の区間　多摩市聖ケ丘四丁目二十二番地先から稲城市大字百村字三号二千百十一番地先まで

三　変更の概要　別図表示のとおり

別図

都道町田調布線区域変更略図
多摩市聖ケ丘四丁目～稲城市大字百村

都道

市道

編入区域
　延長　一、六四二・八五メートル
　面積　四七、一五四・一八平方メートル

重用編入区域
（都道上麻生連光寺線との重用編入）
　延長　一九・〇四メートル
　面積　一九四・五二平方メートル

計画線

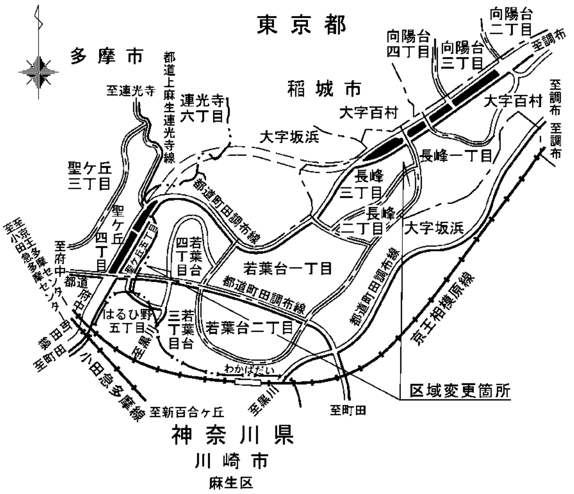

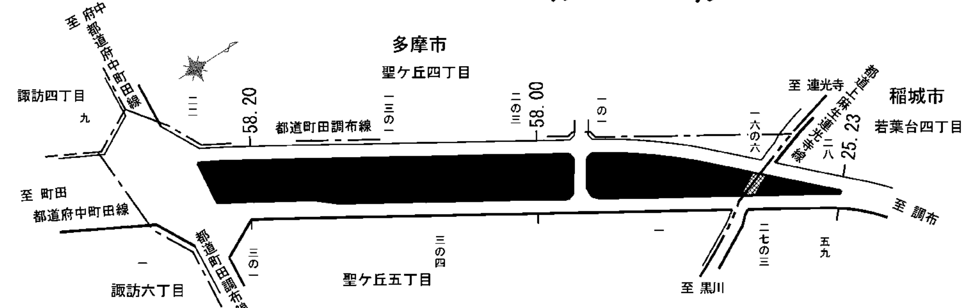

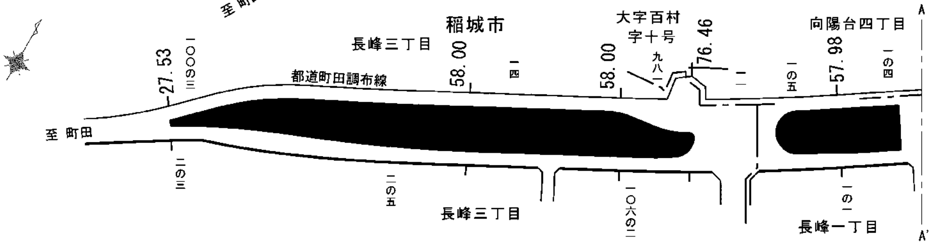

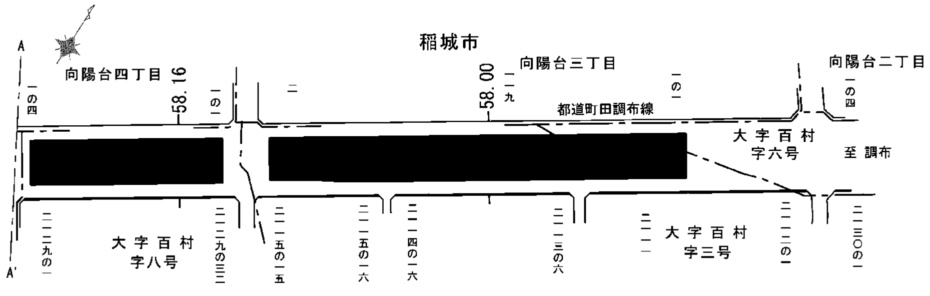

告　示（選）

◉東京都選挙管理委員会告示第六十四号

令和三年二月七日執行の西東京市長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和三年六月十七日

東京都選挙管理委員会

3選選第149号

裁　決　書

審査申立人　笠　原　一　郎
同　伊　藤　国　治
同　堀　川　清　美

上記審査申立人3名（以下「申立人ら」という。）から令和3年4月26日に提起された、令和3年2月7日執行の西東京市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主　文

本件審査の申立てを却下する。

審　査　の　申　立　て　の　要　旨

1　審査の申立ての趣旨

本件選挙における選挙の効力及び当選の効力に関し申立人らが西東京市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して行った異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）に対して市委員会が行った決定を取り消し、本件選挙における池沢たかし氏の当選を無効とし、第二位の平井竜一氏の当選の裁決を求めるものである。

2　審査の申立ての理由

申立人らの本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると解される。

(1) 公職選挙法（昭和２５年法律第１００号。以下「法」という。）第１条違反

期日前投票箱の夜間セキュリティが不十分であり、箱や用紙のすり替えが可能であることや、期日前投票システムによる投票の遠隔操作といった不正選挙が行うことが可能な状態に何ら予防的な対策措置が取られておらず、「公明且つ適正に行われることを確保」（法第１条）及び憲法第３１条に違反の状態である。

加えて、東京都の場合、足立区を除き「バーコード発行・電子データ集計過程」を導入しているが、過去各地の選挙においてバーコードによる誤集計が見つかっており、選挙に重大な疑義が生じている。

したがって、池沢たかし氏と平井竜一氏の得票差は１５１４票であるため、「当選に異動を生ずる虞」（法第２０５条第１項）があるといえる。

(2)「選挙人」の解釈

当該選挙区以外の在住の人は「選挙人」（法第２０２条第１項、法第２０６条第１項）ではないと解釈されることもあるが、西東京市は東京都の一部であり、その行政は近隣の国分寺市、立川市、神奈川県横浜市にも影響を及ぼすことから、他県在住者といえども「選挙人」と解されるべきである。

裁　決　の　理　由

1　申立人らのうち、伊藤国治及び堀川清美（以下「伊藤国治外１名」という。）による本件審査の申立てについて

(1) 法第２０２条第２項では、同条第１項の規定により市町村選挙管理委員会に対して選挙の効力に関し異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者は、その決定書の交付を受けた日又はその要旨の告示の日から２１日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に審査の申立てができるとされている。また、法第２０６条第２項では、同条第１項の規定により市町村選挙管理委員会に対して当選の効力に関し異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者は、その決定書の交付を受けた日又はその要旨の告示の日から２１日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に審査の申立てができるとされている。

本件異議の申出に対する市委員会の決定の要旨の告示の日が令和３年３月２２日であり、申立人らのうち、伊藤国治外１名が市委員会から本件異議の申出に対する決定書の交付を受けた日は、同月２３日である。したがって、申立人らのうち、伊藤国治外１名については、伊藤国治外１名が本件異議の申出に対する決定書の交付を受けた日の翌日の３月２４日を初日として計算すると、２１日目に当たる翌４月１３日が本件審査の申立ての期限となる。

本件審査の申立てに係る書面が当委員会に提出されたのは同年４月２６日であるから、伊藤国治外１名による本件審査の申立ては、法第２０２条第２項及び第２０６条第２項に規定する申立て期限の経過後に提起されたものであり、不適法である。

(2) また、法第２０２条第２項及び第２０６条第２項において審査の申立てを提起することができるのは、それぞれ法第２０２条第１項及び第２０６条第１項の規定により市町村選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者とされている。ここにいう「不服がある者」とは、法第２０２条第１項及び第２０６条第１項の規定により異議の申出を提起し得る者が「選挙人又は公職の候補者」に限られていることに鑑み、不服がある選挙人又は公職の候補者に限られるものと解されている。

本件審査の申立てにおいて、伊藤国治外１名が本件選挙における公職の候補者でないことは明らかであり、市委員会の調査によれば、本件選挙の選挙人とも認められない。

したがって、申立人らのうち、伊藤国治外１名のいずれの者も同項による審査の申立てを提起できる者には該当しないから、伊藤国治外１名による本件審査の申立ては不適法である。

2　笠原一郎による本件審査の申立てについて

笠原一郎が市委員会から本件異議の申出に対する決定書の交付を受けた日は令和３年４月３日であり、その翌日の４月４日を初日として計算すると、２１日目に当たる同月２６日が審査の申立ての期限となる。前述１のとおり、本件審査の申立ては同月２６日に提起されたものと認められるため、笠原一郎による本件審査の申立ては、法第２０２条第２項及び第２０６条第２項に

規定する期限内に提起されている。

一方、法第２０２条第２項及び第２０６条第２項の規定により審査の申立てを提起することができるのは、市町村選挙管理委員会の決定に不服がある選挙人又は公職の候補者に限られるものと解されているところ、本件審査の申立てにおいて、笠原一郎が本件選挙における公職の候補者でないことは明らかであり、市委員会の調査によれば、本件選挙の選挙人とも認められない。

したがって、申立人らのうち、笠原一郎は法第２０２条第２項及び第２０６条第２項の規定による審査の申立てを提起できる者には該当しないから、笠原一郎による本件審査の申立ては不適法である。

以上のとおり、本件審査の申立ては、いずれの申立人によるものも不適法であって補正することができないことが明らかであるから、法第２１６条第２項において準用する行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２４条第２項及び同法第４５条第１項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和３年６月９日

東京都選挙管理委員会

委員長　澤　野　正　明

法第２０３条又は第２０７条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、申立人においては、この裁決書の交付を受けた日から３０日以内に、その他の本件選挙の選挙人又は候補者においては、法第２１５条の規定による告示の日から３０日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

公　告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年六月十七日

東京都知事　小　池　百合子

一　名称

特定非営利活動法人アジア・チャイルドケア・リーグ

二　代表者の氏名

渡邉　和代

三　主たる事務所の所在地

中央区築地一丁目四番三－八〇八号

四　更新された認定の有効期間

令和二年十一月十六日から令和七年十一月十五日まで

一　名称

特定非営利活動法人ＯｕｒＰｌａｎｅｔ－ＴＶ

二　代表者の氏名

白石　草

三　主たる事務所の所在地

千代田区神田猿楽町二丁目二番三号　ＮＳビル二〇二号室

四　更新された認定の有効期間
令和三年三月二日から令和八年三月一日まで

一　名称
特定非営利活動法人ＴＡＭＡ音楽フォーラム
二　代表者の氏名
岡山　芳子
三　主たる事務所の所在地
町田市東玉川学園一丁目六番二十号
四　更新された認定の有効期間
令和三年三月七日から令和八年三月六日まで

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により稲城長沼駅東土地区画整理事業共同施行者から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年六月十七日
東京都知事　小　池　百合子

東京都調布飛行場運用規程の一部改正について

東京都調布飛行場運用規程（平成十八年三月三十一日公告）の一部を次のように改正したので公告する。

令和三年六月十七日
東京都知事　小　池　百合子

別表を次のように改める。

別表（固定翼）

目視位置通報点	飛行場標点からの方位／距離	備考
大泉（OIZUMI）	〇三四度／一一、四八二メートル（六・二海里）	外環自動車道大泉インターチェンジ
田無（TANASHI）	〇〇九度／六、二九六メートル（三・四海里）	西武新宿線田無駅
中野（NAKANO）	〇七三度／一二、九六四メートル（七・〇海里）	中央線中野駅
国分寺（KOKUBUNJI）	三〇六度／五、三七〇メートル（二・九海里）	中央線国分寺駅
井の頭（INOKASHIRA）	〇五四度／五、三七〇メートル（二・九海里）	井の頭公園池
よみうり（YOMIURI）	一八九度／五、三七〇メートル（二・九海里）	よみうりランド観覧車
登戸（NOBORITO）	一四六度／六、八五二メートル（三・七海里）	南武線登戸駅
唐木田（KARAKIDA）	二三九度／一二、五九三メートル（六・八海里）	小田急電鉄多摩線唐木田操車場
青葉（AOBA）	一七六度／一四、二六〇メートル（七・七海里）	東名高速道路青葉インターチェンジ

附　則

この規程は、令和三年六月十八日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三(五三二一)一一一一(代)
郵便番号
163-8001
定価
本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話　〇三(三八一二)五二〇一(代)
郵便番号
113-0001

FSC ミックス 紙 FSC® C006270
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。